

農業政策の抜本的な見直しを求める意見書

世界的な人口急増や開発途上国における生活水準の急激な向上に伴う世界的な食料争奪の時代は目前に迫っている。

我が国の食料自給率は既に40%を切り、自給率向上に向けて国内の農地を最大限活用し、担い手が意欲を持って、消費者の需要に応えられるような食料の供給体制を整備することが求められているが、民主党政権が行っている農業者戸別所得補償制度は、未だ制度が固定化されず、内容的には政策効果に乏しいバラマキ政策であり、農地集積が進まない等、多くの欠陥を抱えている。

昨年に関わされた自民・公明・民主の三党合意においては、「政策効果の検証をもとに、必要な見直しを検討する」ことを約束しているにもかかわらず、政府が政策効果を十分に検証することもなく、平成24年度予算に戸別所得補償関連経費6,900億円を計上していることは、政権与党としての真意を疑うものである。

よって国会並びに政府におかれては、農業・農村の衰退を食い止め、農業政策の立て直しを図っていくために、早急に農業者戸別所得補償制度を見直し、大幅に削減された農業農村整備事業と強い農業づくり交付金などに十分な予算を復活するとともに、計画的な食料自給率の向上や農地の規模拡大など、我が国農業の目指すべき政策目標を明確にし、計画的に実現できる予算を編成・執行するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月22日

新潟県議会議員 村松二郎

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	平田健二様
内閣総理大臣	野田佳彦様
財務大臣	安住淳様
農林水産大臣	鹿野道彦様

年金制度の抜本改革に関する意見書

マニフェストで年金一元化、月額7万円の最低保障年金の創設を掲げていたにもかかわらず、政権交代から2年半が経過しても最低保障年金に必要な財源や、年金一元化に向けた具体的な制度設計を何ら明らかにせずに、野田総理は社会保障と税の一体改革を進めることに意欲を示し、消費税の引き上げを強く押し進めようとしている。

年金制度の抜本改革についての全体像が明らかでない状況では、新たな年金制度創設の議論にならないことから、野党が強く要求し、ようやく政府・与党は2月10日に、一時はその存在さえ否定していた新年金制度に関する試算を公表した。

試算では、新たに消費税率7.1%の増税が必要との結論が出ており、本来ならば試算を基に党内議論を重ねて制度設計をすることが与党として当然の務めであるにもかかわらず、消費税の増税に向けた国会審議に向けて試算を隠ぺいし公表しなかった。

社会保障と税の一体改革を標榜するならば、消費税の増税案と年金制度の改革案は一体で議論されるべきであり、試算を公表せず全体像を明らかにしないまま議論を進めようとした民主党政権の体質は言語道断であり、国民は消費税の増税に納得できるものではない。

よって国会並びに政府におかれては、年金制度抜本改革の全体像を明らかにするよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月22日

新潟県議会議長 村松二郎

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	平田健二様
内閣総理大臣	野田佳彦様
財務大臣	安住淳様
厚生労働大臣	小宮山洋子様
社会保障・税一体改革担当大臣	岡田克也様

郵政改革関連法案に関する意見書

郵政民営化法に基づき、郵便・郵便貯金・簡易保険の郵政三事業は、持株会社である日本郵政株式会社の下に、それぞれの事業を承継した三つの株式会社が、窓口業務等を郵便局株式会社に委託する等の形で民営化・分社化された。

郵政民営化に当たっては、市場における経営の自由度の拡大を通じて、良質で多様なサービスを安い料金で提供することが可能になり、国民の利便性を最大限に向上させるとされ、国民もそれに期待し、支持した経緯がある。

しかしながら、郵便局会社と郵便事業会社が別組織となったことにより、配達を行う郵便事業会社の社員が貯金や保険を扱うことができなくなり、サービスが低下したとの指摘もなされている。

過疎化が著しく公共交通機関の利便性が悪い地方においては、その傾向は顕著であり、特に高齢者にとっては深刻な問題であることから、郵政三事業のサービスの向上が求められている。

よって国会並びに政府におかれては、郵政改革関連法案の審議に当たっては、国民にとってより良いサービスの提供が可能となる改革とするため、十分な議論が尽くされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月22日

新潟県議会議長 村松二郎

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	平田健二様
内閣総理大臣	野田佳彦様
総務大臣	川端達夫様
財務大臣	安住淳様
郵政改革担当大臣	自見庄三郎様

豪雪災害に関する意見書

本県では今冬も豪雪となり、気温が低かったため降った雪が消えるのも遅く除雪だけではなく排雪にも苦勞しており、除排雪作業中の事故により多くの尊い命が失われている。

各自治体の除排雪予算は払底しており、地方公共団体が安心して除排雪に取り組める政策が求められている。

豪雪への対応については、本県知事も幾度となく国へ要望しており、本議会においても過疎化・高齢化が進行している地域を中心に、住宅の雪処理の担い手確保が困難で、住民の安全・安心な生活の維持が脅かされている現状に鑑み、地域住民の安全・安心な生活を確保するため、地域における雪処理の担い手確保対策や除雪費に関する地方財政措置の拡充等を図ることを強く要望した豪雪地帯対策特別措置法の改正に関する意見書をすでに提出しているところである。

支援が必要な高齢者世帯等の住宅の屋根の雪下ろしは、公的な支援が行われているが、その排雪や小屋・納屋などの雪下ろしは、個人が行わなければならない、その対応に苦慮している。

また、倒壊により隣家等へ危害を及ぼすおそれのある空き家の雪下ろしも、所有者が不明の場合や経費の負担が困難な場合等に市町村や地域等が代わって雪下ろしをせざるを得ない事案が多くあるとともに、所有者が市町村等による対応そのものを許さない事案も発生するなど大きな問題となっており、緊急避難的措置として個人資産であっても市町村の代執行を可能とする法等の整備が求められている。

よって国会並びに政府におかれては、地域住民の安全・安心な生活を確保するため、地域における雪処理の担い手確保対策や除雪費に関する地方財政措置の拡充等を図るとともに、所有者が不明な空き家に対する市町村等による除雪の円滑化を図るための法令等の整備や市町村等が実施した除雪費用に対する財政支援を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 3 月 22 日

新潟県議会議長 村 松 二 郎

衆議院議長	横 路 孝 弘 様
参議院議長	平 田 健 二 様
内閣総理大臣	野 田 佳 彦 様
総務大臣	川 端 達 夫 様
財務大臣	安 住 淳 様
国土交通大臣	前 田 武 志 様
防災担当大臣	中 川 正 春 様
「新しい公共」担当大臣	中 川 正 春 様

水俣病特措法の申請期限延長等を求める意見書

先般、国は水俣病特措法の「救済措置の方針」に基づき、申請受付の期限を7月31日とすることを決定した。

本県においては、特別措置法の申請受付を開始した平成22年5月末の段階では277人であった申請者が、本年2月末では1,242人となり、965人も増加した。また、この半年間では、月平均30人から40人のペースで申請者が増え続けている状況にある。

特措法は、「地域における紛争を終結させ、水俣病問題の最終解決」を図るため、「救済を受けべき人々があたらすべて救済されること」を、救済の原則としている。このことからすれば、申請期限を設けるべきではなく、法の趣旨に基づいて、8月以降も申請ができるよう被害者の救済に向けて取り組んでいくべきである。

また、今後、潜在患者の方々が名乗り出ることのできる環境づくりにも取り組んでいく必要がある。

よって国会並びに政府におかれては、新潟水俣病の解決に向けて、下記の事項について早急に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 水俣病特措法の申請期限を延長するとともに、恒久的な救済システムを確立すること。
- 2 すべての被害者を救済するために、阿賀野川流域の住民健康調査の実施及び民間の医療機関が行う住民検診に協力し、潜在患者の発掘に努めること。

また、住民健康調査の手法・手段等については、関係者推薦の疫学・社会学・法学等関係者による調査会を環境大臣直属の機関として設け、健康調査を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月22日

新潟県議会議長 村松二郎

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	平田健二様
内閣総理大臣	野田佳彦様
総務大臣	川端達夫様
財務大臣	安住淳様
厚生労働大臣	小宮山洋子様
環境大臣	細野豪志様

拉致事件の解決を求める意見書

日朝首脳会談において北朝鮮当局が横田めぐみさんをはじめとする日本人の拉致を認めてから10年が経過しようとしている。しかしながら、いまだに北朝鮮は、平成20年の日朝実務者協議で合意した、生存者発見のための再調査を実施していない。

拉致問題は、人権侵害であるばかりではなく国家主権の侵害でもあることから、我が国にとって極めて重大な問題であり、拉致事件の解決なくして国交の正常化はあり得ない。

金正日総書記が死去し、ウラン濃縮停止などで米朝合意がなされ、6カ国協議の再開に向けた動きが加速するとの予測もあるなど、北朝鮮をめぐる情勢は変化している。

この機会を逃すことなく、人権・人道問題として国際社会の支援のもと、拉致被害者の安全の確保にあらゆる手立てを尽くすとともに、不測の事態に備え、米国、韓国はもとより関係諸国との緊密な情報共有と連携強化、並びに国内の体制強化を図り、拉致被害者全員の帰国の実現に取り組まなければならない。

よって国会並びに政府におかれては、平成24年4月13日に期限を迎える現行の制裁措置を継続するとともに、問題解決を早めるため制裁措置の期間を短縮するなど戦略的に制裁圧力を高めて、北朝鮮を交渉の場に引き出す状況を作り、一日も早い拉致事件の全面解決を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月22日

新潟県議会議長 村松二郎

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	平田健二様
内閣総理大臣	野田佳彦様
外務大臣	玄葉光一郎様
内閣官房長官	藤村修様
拉致問題担当大臣	松原仁様